

当別町障がい福祉基本計画

(概要版)

障がい者基本計画

(第4次：平成30年度～平成35年度)

障がい福祉計画

(第5期：平成30年度～平成32年度)

障がい児福祉計画

(第1期：平成30年度～平成32年度)



当別町

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定体制	2
3	障がいのある方の動向	3
	（1）障がい種別障害者手帳所持者数	
	（2）身体障がい者	
	（3）知的障がい者	
	（4）精神障がい者	
4	障がい福祉サービスについての基本的な考え方	7
5	基本理念と方針	9
	（1）基本理念	
	（2）基本方針	
	（3）施策の体系	
6	計画の目標値	11
7	福祉サービスの見込み量	12
8	計画推進の実現に向けて	14

1 計画策定の趣旨

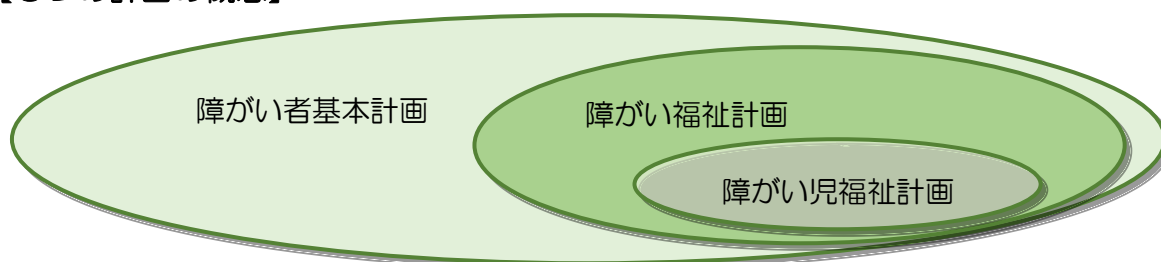
当別町では、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合かつ計画的に推進することを目的とした障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」（計画年度：平成24～29年度）と自立支援給付等の提供体制及び円滑な実施の確保を目的とした障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」（計画年度：平成27～29年度）をセットにした「当別町障がい福祉基本計画」を策定しました。

本計画は、「障がい福祉計画」が平成29年度に満了となるため平成30年度からの計画を策定するとともに「障がい者基本計画」についても国等の障がい者施策や障害者総合支援法に基づくサービスの利用者等のニーズを踏まえ見直したものであります。また、今期より「障がい児福祉計画」についても策定が求められており、その策定も一体的に行っています。

【計画の性格・位置づけ】

	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項	障がい福祉サービス等に関する3年間の実施計画	障がい児福祉サービス等に関する3年間の実施計画
国・道の計画との関係	国の障がい者計画及び道の障がい者計画を基本にして策定	国の基本指針に即して作成し、各市町村障がい福祉計画を積み上げていく形で道の障がい福祉計画を策定	国の基本指針に即して作成し、各市町村障がい児福祉計画を積み上げていく形で道の障がい福祉計画を策定
計画期間	中長期・当別町は6カ年	3カ年	3カ年

【3つの計画の概念】



【計画の名称と期間】

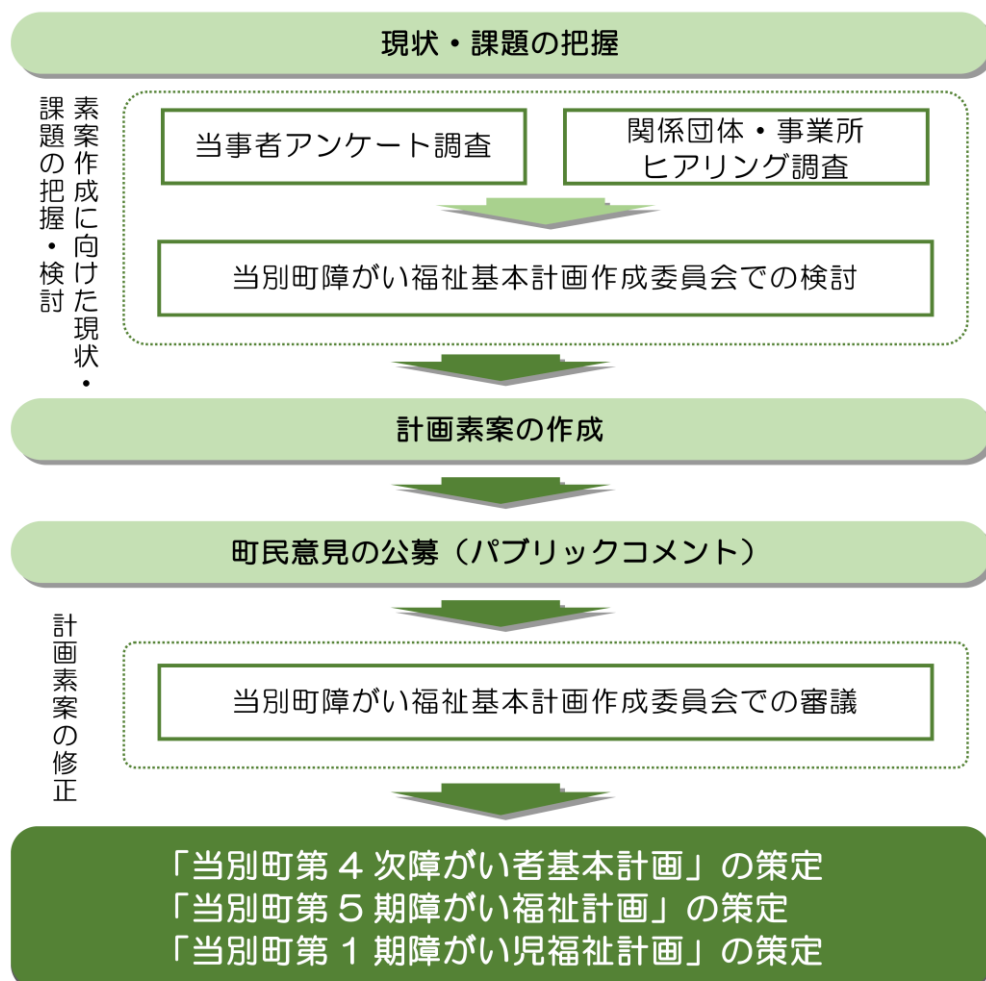
	年度												
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
当別町 障がい者基本計画	第3次計画 (平成24～29年度)						第4次計画 (平成30～35年度)						
当別町 障がい福祉計画	第3期 (平成24～ 26年度)			第4期 (平成27～ 29年度)			第5期 (平成30～ 32年度)		第6期 (平成33～ 35年度)				
当別町 障がい児福祉計画							第1期 (平成30～ 32年度)		第2期 (平成33～ 35年度)				

2 計画策定体制

計画策定にあたっては、当事者や関係団体からのニーズや提案把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

その上で、「当別町障がい福祉基本計画作成委員会」において検討を重ねるとともに、計画素案を町民意見の公募（パブリックコメント）にかけ、広く町民からの意見を反映し策定しました。

【検討の流れと計画の策定体制】

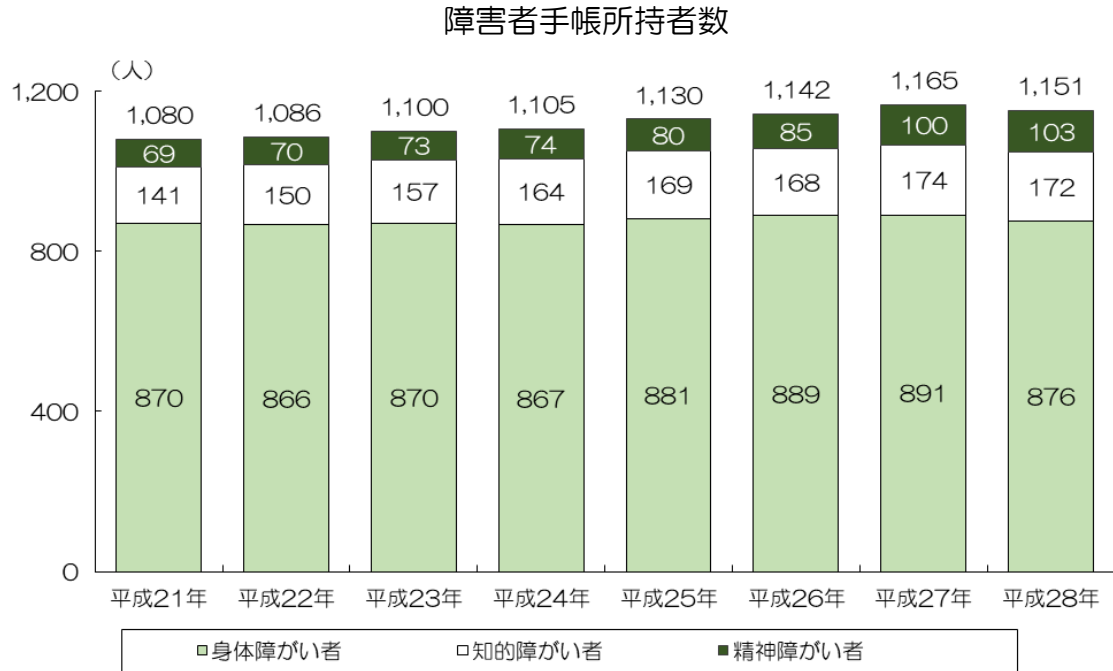


3 障がいのある方の動向

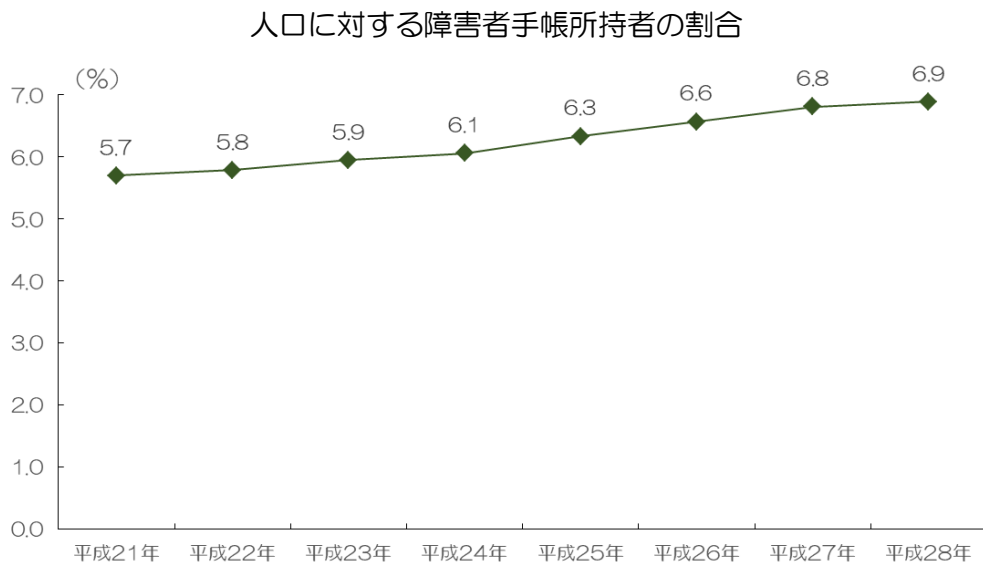
(1) 障がい種別障害者手帳所持者数

3障がい（身体、知的、精神）者の総数は、平成28年（4月1日現在）で1,151人となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者が最も多く平成28年は876人で全体の76.1%、次いで知的障がい者は172人で全体の14.9%、精神障がい者は103人で全体の9.0%を占めています。



当別町の全人口に対する障害者手帳所持者数の割合は、平成28年は6.9%で、年々その割合は増加しています。

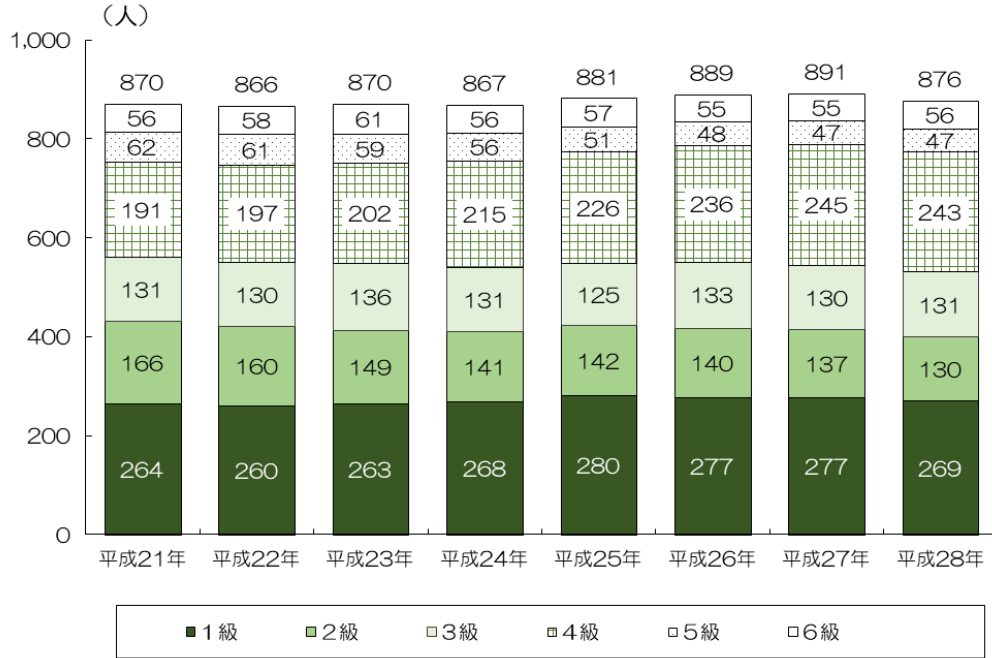


(2) 身体障がい者

<等級別>

平成28年の身体障害者手帳所持者は876人で、等級別では重度障がい者（1級、2級）が45.5%で、半数近くを占めています。

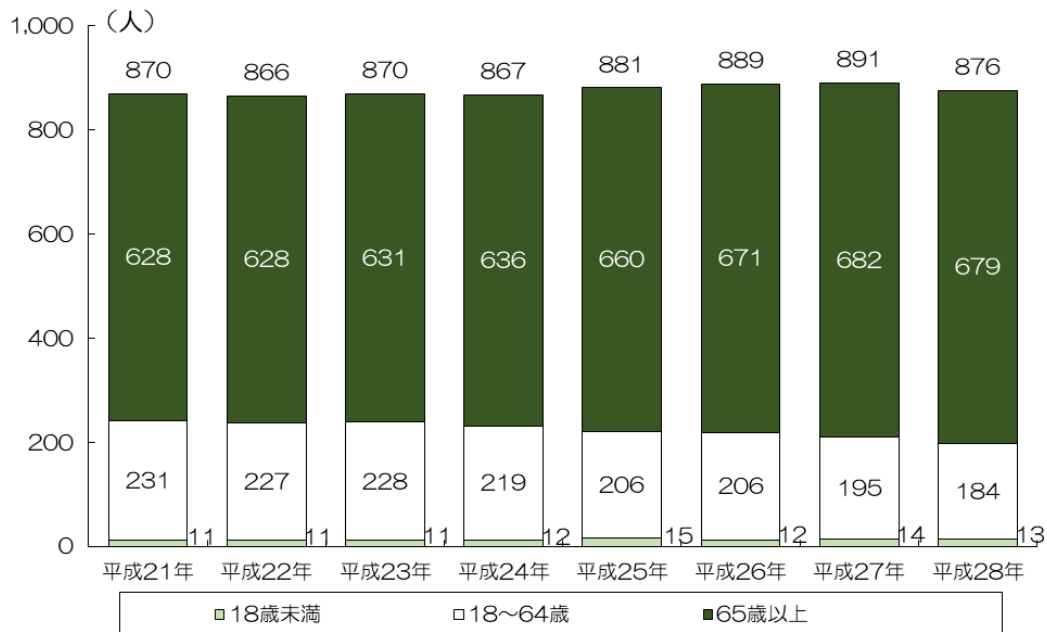
等級別身体障がい者数



<年齢階層別>

年齢階層別では、65歳以上の高齢者が平成28年は679人で、全体の77.5%で大半を占めており、またその比率も年々増加しています。

年齢階層別身体障がい者数



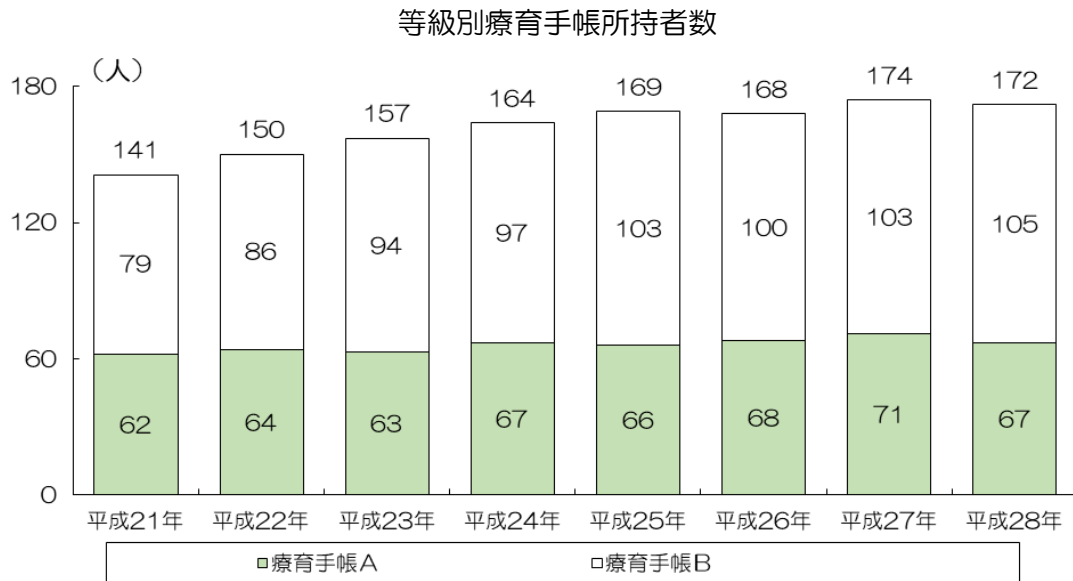
<種類別>

種類別では、「肢体不自由（上肢、下肢、体幹）」が70.9%と最も多く、次いで「内部障害」が19.3%、「聴覚・平衡機能障害」が5.1%となっています。

(3) 知的障がい者

<等級別>

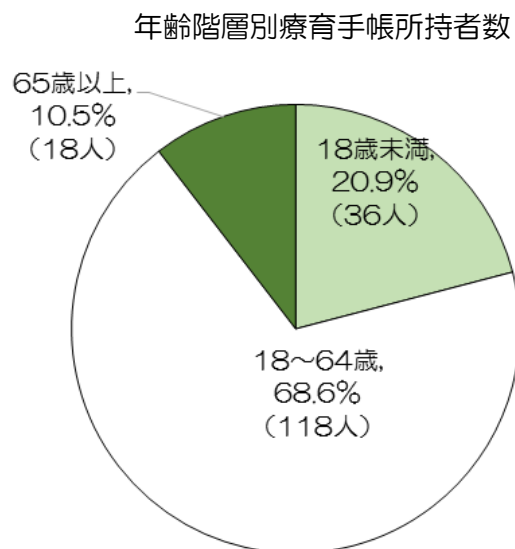
平成28年は、療育手帳所持者は172人で、等級別では、療育手帳A（重度）が67人で全体の39.0%、療育手帳B（軽度）が105人で61.0%を占めています。



前年度より療育手帳 A（重度）は減少していますが、療育手帳 B（軽度）は増加しています。全体としてはほぼ横ばいです。

<年齢階層別>

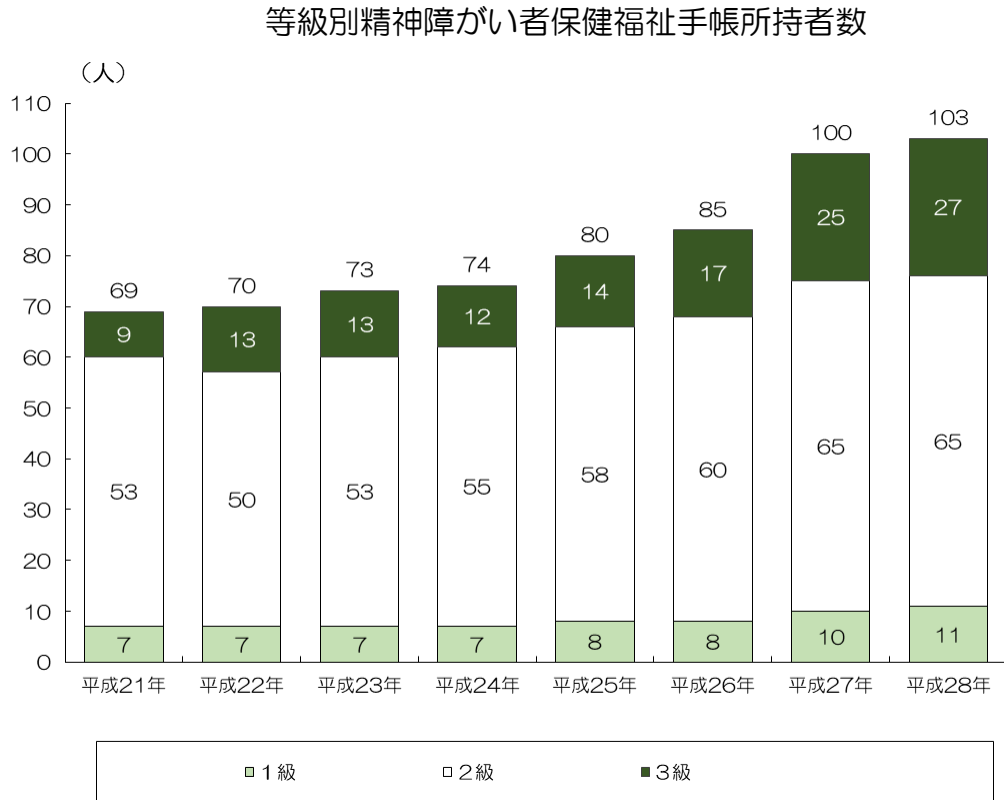
年齢階層別では、「18～64歳」が68.6%と最も多く、次いで「18歳未満」が20.9%、「65歳以上」が10.5%となっています。



(4) 精神障がい者

<等級別>

平成28年の精神障害者保健福祉手帳所持者は103人で、等級別では「2級」が65人と最も多く全体の63.1%を占めています。

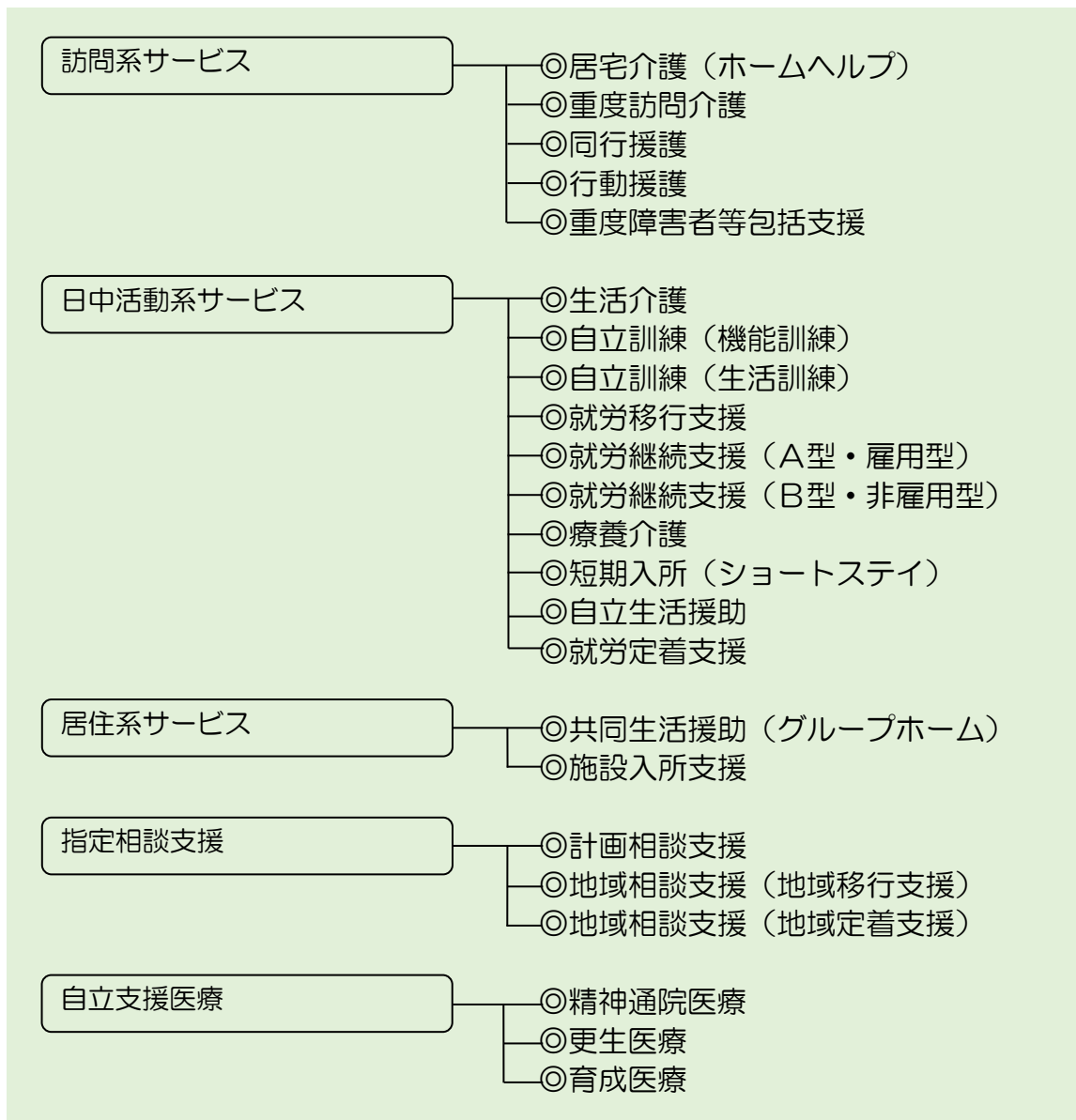


4 障がい福祉サービスについての基本的な考え方

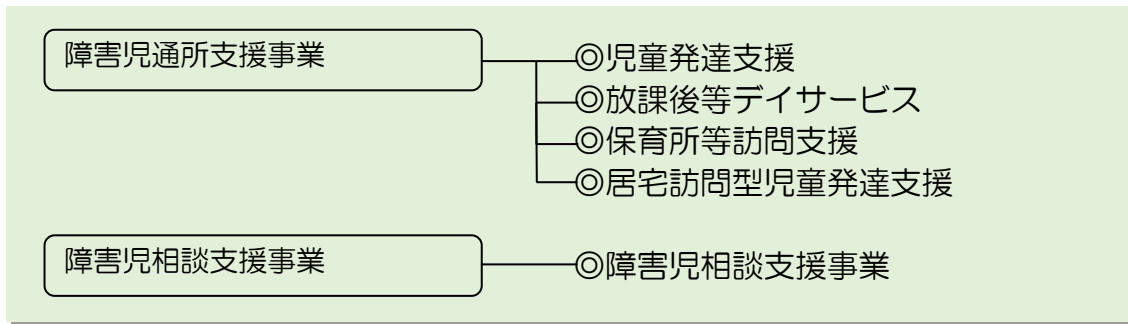
(1) サービスの体系

サービスの体系は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき国の定めた基準で実施するサービス（自立支援給付）と児童福祉法の基づくサービス及び障害者総合支援法により地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態で行うサービス（地域生活支援事業）で構成されています。

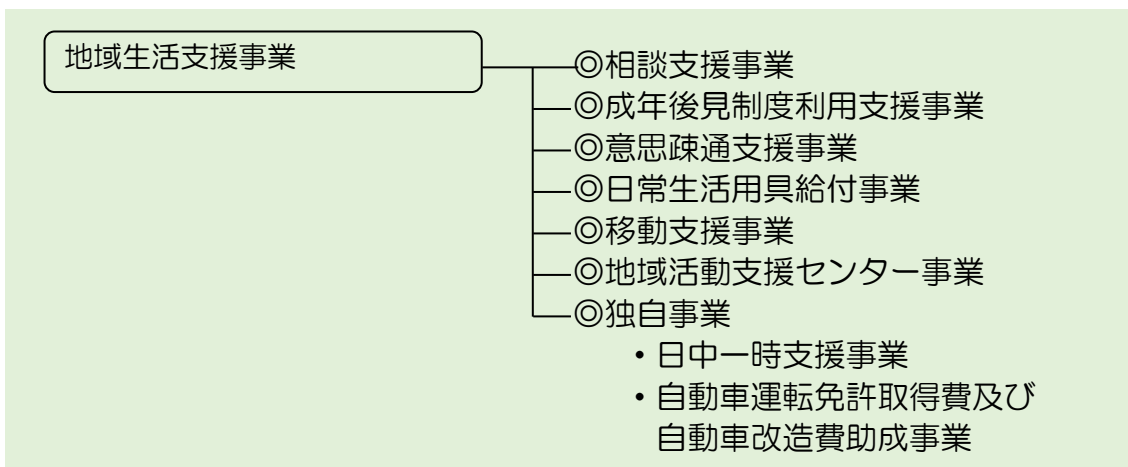
1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）



2) 児童福祉法のサービス



3) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）



5 基本理念と方針

(1) 基本理念

基本理念については、現行計画では下表のように定めています。

本計画では、これまでの計画の精神を継承しつつ、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、あらゆる人が支え、支えられ、いつまでも住み続けられる「共生のまちづくり」に対する考え方も含まれたものとなっています。

また、近年の地域での福祉課題も複雑化・複合化が顕著となるなか、地域住民が一体となり「我がこと」と捉え、積極的な取り組みを広げていくことが求められています。更に、平成23年3月11日におこった東日本大震災は、防災や安心・安全に対する認識や、地域との繋がりの重要性を改めて教訓として教えてくれました。平成28年8月には道内で台風による甚大な被害もあり、十分な災害対策が求められています。現在の基本理念は、このようなことも包含しており、本計画にあたっては、前計画の基本理念を継承していくものとしします。

基本理念

- ①障がいがある方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます
- ②みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします
- ③地域の支援力を高めます

(2) 基本方針

基本方針についても前計画の5つの方針を継承します。第3期当別町地域福祉計画をふまえて、障がいがある方の生活について地域を基盤としながら一人一人を大切に、より具体的な取り組みを進めていきます。また、方針④については、福祉だけではなく、教育等含め様々な関係者との協働のもと、施策に取り組んでいくことが重要となります。

基本方針

- ①地域で支えます
- ②障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます
- ③働くことを支えます
- ④発達を支えます
- ⑤障がいがある方の権利が守られるまちづくりをめざします

(3) 施策の体系

施策の体系は次のものとします。

基本理念	基本方針	主要施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の支援力を高めます ・ みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします ・ 障がいがある方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支援します 	方針1 地域で支えます	相談体制の充実 支援者の研修会等スキルアップの強化 障がいに対する理解の促進 安心・安全の確保 地域内交流の促進 情報提供体制の充実 福祉教育の推進 人的資源の充実 当事者の地域活動参加への支援体制の強化
	方針2 障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます	自立生活への移行機能の整備（住まいの場の確保等） 生活支援の充実 移動手段の充実 街中におけるバリアフリー環境の整備 家族を支える仕組みの充実
	方針3 働くことを支えます	事業所の仕事の拡充 当別町の特性を生かした働く場の創造 企業に対する理解の促進 働く環境の支援体制の充実事業所の仕事の拡充
	方針4 発達を支えます	障がい等に対する保育・療育体制の充実 障がいがある児童の支援 福祉・保健・医療・教育の連携による支援体制づくり
	方針5 障がいがある方の権利が守られるまちづくりをめざします	権利擁護の推進 虐待防止ネットワーク体制の構築 差別の解消

6 計画の目標値

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【地域生活への移行者数】

目 標	平成 28 年度の 入所者数(A)	地域移行目標数 (B)	見込目標率 (B/A)
平成 28 年度末の入所者の 9%以上が地域生活に移行	46 人	5 人	10.8%

【施設入所者数】

目 標	平成 28 年度の 入所者数(A)	目標年度の 入所者数 (B)	減少入所者 数 (C:A-B)	見込目標数 (C/A)
平成 28 年度末の 入所者の 2%以上を減少	46 人	45 人	1 人	2.0%

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

【一般就労移行者数】

目 標	平成 28 年度の 実績者数(A)	目標年度の年間 移行者数 (B)	見込目標率 (B/A)
平成 28 年度の福祉施設から 一般就労への移行実績 の 1.5 倍以上	2 人	3 人	1.5 倍

【就労移行支援事業所利用者数】

目 標	平成 28 年度の 利用者数(A)	目標年度の 利用者数 (B)	見込目標率 (B/A)
就労移行支援事業所の 利用者数を平成 28 年度の 2 割以上増加	9 人	11 人	1.2 倍

7 福祉サービスの見込み量

(1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系（月平均）				
居宅介護（ホームヘルプ）		188 時間	202 時間	216 時間
重度訪問介護		1 時間	1 時間	1 時間
同行援護		6 時間	6 時間	6 時間
行動援護		47 時間	52 時間	52 時間
重度障がい者等包括支援		0 時間	0 時間	0 時間
日中活動系（月平均）				
生活介護		65 人	66 人	67 人
自立訓練（機能訓練）		0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）		1 人	1 人	1 人
就労移行支援		7 人	7 人	7 人
就労継続支援（A型・雇atype）		12 人	13 人	14 人
就労継続支援（B型・非雇atype）		48 人	50 人	52 人
療養介護		8 人	8 人	8 人
短期入所 （ショートステイ）	福祉型	4 人	5 人	5 人
	医療型	1 人	1 人	1 人
居住系（月平均）				
共同生活援助（グループホーム）		50 人	51 人	52 人
施設入所支援		47 人	46 人	45 人
相談支援（年あたり）				
計画相談支援		150 人	150 人	150 人
地域相談支援（地域移行支援）		1 人	1 人	1 人
地域相談支援（地域定着支援）		1 人	1 人	1 人

(2) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業				
障がい者相談支援事業 実施見込み箇所数（か所）		1	1	1
相談支援機能強化事業 （実施の有無）		有	有	有

成年後見制度利用支援事業			
実利用見込み者数（人）	1	1	1
市民後見人登録者数（人）	1	1	1
意思疎通支援事業			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 実利用見込み者数（人）	1	1	1
日常生活用具給付事業（年間延べ給付件数）			
介護・訓練支援用具 給付等見込み件数（件）	1	1	1
自立生活支援用具 給付等見込み件数（件）	6	6	6
在宅療養等支援用具 給付等見込み件数（件）	6	6	6
情報・意志疎通支援用具 給付等見込み件数（件）	1	1	1
排せつ管理支援用具 給付等見込み件数（件）	421	440	459
居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 給付等見込み件数（件）	1	1	1
移動支援事業			
実施見込み箇所数（か所）	7	7	7
月間利用見込み者数（人）	25	26	26
月間延利用見込み時間数（時間）	279	280	280
地域活動支援センター事業			
実施見込み箇所数（か所）	2	2	2
利用見込み者数（人）	16	17	17
独自事業			
日中一時支援			
実施見込み箇所数（か所）	4	4	4
月間登録見込み者数（人）	22	22	22
月間利用見込み時間数（時間）	154	154	154
自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業			
年間利用者数（人）	1	1	1

8 計画推進の実現に向けて

(1) 総合的な福祉サービス体制の構築

保健・医療・福祉・教育の行政の各関連部門だけでなく、町内会や各種団体、当別町地域包括支援センターや当別町障がい者総合相談支援センターといった相談機能をもつ福祉関連の様々な事業主体が保有するあらゆる情報をできる限り共有化・一元化し、より総合的で幅広い情報提供や対応が可能な体制のさらなる構築を目指していきます。また、見えない要支援者（障がいがある方）を地域コミュニティの中から発見し、必要に応じた支援体制の構築に努めます。

(2) 庁内関連各課の連携強化

今後も、庁内関連各課の連携強化に努め、地域福祉ネットワークの形成並びに障がい福祉の総合的な展開・推進を図っていきます。特に教育との連携を意識し、障がいがある子どもが安心して発達できる環境を整えていきます。

(3) 関係者・関係機関との連携

地域福祉推進の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会との連携強化を図りながら、地域住民による福祉活動やボランティア活動を推進していきます。また、推進の前提となる障がいの理解についても取り組むため、当事者との交流もコーディネートしていきます。

民生委員児童委員の相談援助活動等を通じて、障がいがある方と地域との連携役として、その活動の充実を促進します。さらに、障害福祉サービス事業所や当事者組織との連携も進め、地域の我がこととして住民が意識できる環境を整えていきます。

(4) ボランティア活動実績の見える化

障がいがある方の地域における自立支援の確立に向け、手話、要約筆記、朗読など、障がいがある方を対象にした活動、生活を援助する活動や障がいがある方の社会参加を援助する活動、さらにはスポーツ、文化、各種レクリエーションなどの諸活動を援助する活動など、広範なボランティア活動に対する支援充実を努め、障がいがある方への理解を深めるとともに、地域住民のボランティア活動を見える化し、情報発信を促進します。

(5) 当事者活動等の再構築

当事者活動へ大学生等が参加できる体制づくりから、若い世代との交流を広げていきます。